

# 所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

所沢市市民医療センター再整備工事設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識や経験、高度な企画調整能力及び技術力が必要である。

また、病院を稼働させながらの現地建替え事業であることに加え、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰などによる建設費の高騰に対し、病院経営の観点も含め、質の高い建物を適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、所沢市市民医療センター再整備工事設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

「所沢市市民医療センター再整備基本計画」に基づき、基本設計及び実施設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託特記仕様書（案）」等によるものとする。

### (1) 委託業務名称

所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### (3) 発注者

所沢市長 小野塚 勝俊

### (4) 業務委託費

金 220,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 3 窓口・お問い合わせ先

所沢市市民医療センター 事務部総務課 市民医療センター再整備推進室

住 所 〒359-0025 埼玉県所沢市上安松1224-1

電話番号 04-2992-1151

FAX 04-2998-5941

メールアドレス iryo\_saiseibi@city.tokorozawa.lg.jp

書類の受取・提出などで来院される場合は、事前に再整備推進室へ連絡をすること。

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業または設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

### (1) 基本的要件

- ① 参加申請時点で令和5・6年度競争入札参加者名簿に登録のある者。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開

始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者。  
イ会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。

④参加表明書の提出から契約の相手方を決定するまでの期間について、次のいずれにも該当しない者であること。尚、当該期間中に該当した場合、参加資格を失う。

ア所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受け、その措置期間中の者に該当すると認められる者。

イ所沢市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者。

⑤所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

⑥建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士2名以上の事務所であること。

⑦単体企業での参加の場合、平成21年4月以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（一般病床40床以上の病院（病棟のみ、診療棟のみも含む）の新築又建替えに限る。）に関する設計業務を、元請として受託し、業務を完了した実績を有していること。

なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計における、建築設計業務及び設備設計業務をいう。

## （2）共同企業体に関する要件

①共同企業体は、2者または3者による自主結成であること。また、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）の出資比率は過半であること。

②代表者以外の構成員の出資比率は、1者の場合10%以上、2者の場合は合計20%以上であること。

③各構成員は、技術提案書を提出しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

④代表者及び各構成員は、（1）基本的要件①～⑥を満たしていること。

⑤代表者は、平成21年4月以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（一般病床40床以上の病院（病棟のみ、診療棟のみも含む）の新築又建替えに限る。）に関する設計業務を、元請として受託し、業務を完了した実績を有していること。

なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計における、建築設計業務及び設備設計業務をいう。

## （3）業務実施上の要件

### ①業務の実施体制

ア管理技術者1名、総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備の業務分野の主任技術者をそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものとする。

イ共同企業体においては、管理技術者及び総合（意匠）主任技術者は、代表者の組織に属する者から選任すること。また、構造、電気設備、機械設備の主任技術者のうち、構

- 成員の組織に属するものから1名以上（1分野以上）を選任すること。
- ウ構造・電気設備・機械設備の主任技術者については、再委託可能とする。また再委託先の協力事務所は、（1）基本的要件①～⑥を満たしていること。
- エ配置予定技術者（参加資格で配置を求める技術者をいう。）は、参加意思表明期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- ②配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。
- ア管理技術者：現在の所属法人等に属し、単独又は共同企業体（代表者としての実績に限る。）の管理技術者又は総合主任技術者として設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
- イ総合主任技術者（意匠主任技術者）：単独又は共同企業体（代表者としての実績に限る。）の管理技術者、総合主任技術者又は担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
- ウ構造主任技術者：構造担当者として、設計業務を行った実績を有する構造設計一級建築士であること。
- エ電気設備主任技術者：電気設備担当者として、設計業務を行った実績を有する建築設備士、技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気設備で合格し、同法による登録を受けている者）、一級建築士、又は設備設計一級建築士であること。
- オ機械設備主任技術者：機械設備担当者として、設計業務を行った実績を有する建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械設備で合格し、同法による登録を受けている者）、一級建築士、又は設備設計一級建築士であること。
- カ管理技術者、総合（意匠）、電気設備、機械設備の主任技術者における実績は、過去15年間に、新築又は改築工事が完成した病院の基本設計及び実施設計の業務とする。
- キ構造主任技術者における実績は、過去15年間に同等規模以上の基本設計及び実施設計の業務とする。
- クその他技術者については、新築又は改築工事が完成した病院の基本設計及び実施設計の業務を行った実績があること。

## 5 業務受託者特定までの流れ

- （1）「4参加資格」の要件をすべて満たす参加者が参加表明書を提出する。
- （2）参加表明をした者の参加資格要件を確認し、要件を満たした参加者へ参加資格確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、技術提案に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する。
- （3）技術提案書を受け付けた後、一次審査にて、参加表明時に提出された資料、技術提案書等の内容により一次審査通過者を2者から4者程度選定する。
- （4）一次審査通過者には二次審査にてプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施し、技術提案書の内容を含めた総合的な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という）を決定する。
- （5）優先交渉権者を随意契約の相手方とし、契約に係る協議を行い契約手続きを進める。ただし、優先交渉権者との間で契約を締結することができない場合には、次点交渉権者を候補者とする。
- （6）その他、不測の事態が生じた場合は、所沢市市民医療センター再整備工事設計事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の判断により、協議の上決定する。

## 6 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- 令和6年4月17日（水）・・・公募型プロポーザル実施要領等の公表
- 令和6年4月26日（金）・・・参加表明に関わる質疑締切（正午まで）
- 令和6年5月8日（水）・・・参加表明に関わる質疑回答
- 令和6年5月16日（木）・・・参加表明書受付締切（午後4時まで）
- 令和6年5月23日（木）・・・参加資格確認結果の通知、技術提案の要請
- 令和6年5月30日（木）・・・技術提案書作成に関わる質疑締切（正午まで）
- 令和6年6月7日（金）・・・技術提案書作成に関わる質疑回答
- 令和6年6月20日（木）・・・技術提案書受付締切（午後4時まで）
- 令和6年7月上旬・・・一次審査、一次審査結果の通知
- 令和6年7月中旬・・・二次審査（ヒアリング等）、二次審査結果の通知
- 令和6年7月下旬・・・契約協議
- 令和6年8月上旬・・・見積合せ、契約締結

## 7 手続等に関する事項

### （1）資料

#### ① 配付資料

- ・所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・所沢市市民医療センター再整備工事設計業務内容説明書
- ・所沢市市民医療センター再整備工事設計業務委託特記仕様書（案）
- ・業務委託契約書（案）
- ・所沢市公共建築設計業務等標準委託契約約款（案）
- ・プロポーザル様式集（参加表明用：様式1～8）
- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧表（一次審査・二次審査用）
- ・プロポーザル様式集（一次審査・二次審査用：様式9～12）
- ・所沢市市民医療センター現況図面

#### ② 配付場所

- ・上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ  
（※本市ホームページにおいて、ダウンロードも可能。）
- ・「所沢市市民医療センター再整備基本計画」については、本市ホームページにおいてダウンロードすること。

#### ③ 配付期間

- ・令和6年4月17日（水）から令和6年5月10日（金）まで  
※土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで

### （2）参加表明に関わる質問書の受付及び回答

#### ① 受付期限：令和6年4月26日（金）正午まで

#### ② 提出書類：参加表明に関わる質問書（様式7）

#### ③ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。  
また、質問のない場合は、提出する必要はない。

#### ④ 回答方法：令和6年5月8日（水）より参加者へ全ての質疑についてメール回答の後、本市ホームページ上にて質疑回答を公開する。

### (3) 参加表明書の受付

- ①受付期間：令和6年4月17日（水）から令和6年5月16日（木）まで  
（土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで）  
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類：参加表明書（様式1から様式6-3及び必要添付書類）
- ④提出部数：各1部
- ⑤提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

### (4) 参加資格確認結果通知書の交付

7（3）で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を送付する。

### (5) 技術提案書提出の要請

参加資格を満たした参加者に、技術提案書提出の要請書を送付する。  
（令和6年5月23日（木）、メール及び郵送にて）

### (6) 技術提案書作成に関わる質問書の受付及び回答

- ①受付期間：5月30日（木） 正午まで
- ②提出書類：技術提案書作成に関わる質問書（様式11）
- ③提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。  
電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。  
また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ④回答方法：6月7日（金）に参加者へ全ての質疑についてメール回答の後、本市ホームページ上にて質疑回答を公開する。

### (7) 技術提案書の受付

- ①受付期間：令和6年5月23日（木）から6月20日（木）まで  
（土日・祝日を除く午前9時から午後4時まで）  
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類：技術提案要請書の副本、技術提案書（様式9から様式10-2まで）  
業務受託参考見積（様式12）
- ④提出部数：様式10-1から様式10-2までについては、原本1部、副本15部  
（副本については、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述  
（具体的な社名等）を記載してはならない。）  
様式12及び内訳書は、封かんしたものを1部。  
また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。  
※提出された技術提案書は、返却しない。
- ⑤提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）
- ⑥その他：原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。副本は1部毎に左肩1箇所をホチキス留め。

各ページに通し番号を振ること。

技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。

#### (8) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された参加者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

### 8 優先交渉権者等の選定に関する事項

優先交渉権者等の選定は、以下の選定委員会による。

#### (1) 選定委員会

選定委員会の委員は、所沢市職員7名にて構成する。

#### (2) 優先交渉権者等の特定

選定委員会が、優先交渉権者等の特定を二段階審査方式で実施する。

##### ①一次審査

選定委員会が、提出された技術提案書の内容を審査し、上位2者から4者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。

##### ②二次審査

選定委員会が、一次審査通過者に対しプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事務所及び担当者等の実績、技術提案書内容及びヒアリング、業務受託参考見積等の内容を総合的に審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

##### ③ヒアリング等

###### ア 対象

一次審査通過者

###### イ 実施日

令和6年7月中旬

###### ウ 出席者

出席者は5名以内とし、配置予定の管理技術者及び総合主任技術者は必ず出席すること。

###### エ ヒアリング等の方法

ヒアリング等の説明及び質疑回答は総合主任技術者が中心に行う事とする。

詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

##### ④結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

※優先交渉権者及び次点交渉権者の決定については、二次審査の選定委員会による採点の合計得点率が6割以上とする。かつ、参加事業者が1者の場合、選定委員による協議で受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

### 9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選定委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。

## 10 業務の契約

- (1) 市長は選定委員会が特定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を契約候補者とする。
- (2) その他、契約保証金等については、所沢市公共建築設計業務等標準委託契約約款（案）による。

## 11 結果の公表

本市ホームページで公表する。優先交渉権者の名称、審査経過、二次審査の提案内容（様式10-1～10-2）及び二次審査に対する講評を掲載する。また、次点交渉権者及びその他の審査結果を掲載する。

## 12 留意事項

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、所沢市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 本市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。
- (9) 「4参加資格」の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。
- (10) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き変更できない。ただし、本市が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (11) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (12) 本業務を受託した者（協会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる建設工事の入札に参加することはできない。

※資本関係とは、①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③所沢市入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。

(13) 受注者は、本市が別途、業務委託するコンサルティング会社、医療情報システムベンダー等との協議、協力の上、業務を行うこと。

(14) 本実施要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。